

令和元年度～2年度

在 外 研 究 員 報 告 書

所 属	法学部		法学科
職 名	教 授	氏 名	渡邊 亙
調査研究題目	行政法理論に対する憲法上の要請		
研究先国	ドイツ	研究機関	ボン大学
期 間	2019年 8月 25日 ~ 2021年 2月 28日		
研究員の種類	長期支給研究員		

在外研究員報告書用紙

上記の期間、ボン大学法国家学部公法研究所の客員研究員として、クラウス・フェルディナント・ゲルディツ教授を受入先に調査研究を行った（新型コロナウイルス禍のため2020年3月19日から8月11日まで一時帰国あり）。

調査研究では、行政法理論に対する憲法上の要請を包括的に明らかにするという研究テーマのもと、ドイツの憲法理論に比較法的な観点から検討を加えた。まず、研究テーマに関心を有するきっかけとなった文献『行政法総論の改革』（Wolfgang Hoffmann-Riem, Eberhard Schmidt-Aßmann, Gunnar Folke Schuppert (Hrsg.), “Reform des Allgemeinen Verwaltungsrechts: Grundfragen”, Nomos, 1993）の検討を踏まえ、ゲルディツ教授も参加したシンポジウム記録「行政法学の現状について（Zur Lage der Verwaltungsrechtswissenschaft）」（DIE VERWALTUNG 別冊12号2017年収録）掲載の文献を手掛かりに、最近の理論状況に関する調査を進めた。さらに、2020年1月にアデナウアー財団主催の研究会「連邦憲法裁判所判決の回顧（8. Berliner Jahresrückblick: Rückblick auf die Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts）」（於：ベルリン）に参加し、研究テーマの各論的な問題に関する議論に接し、各分野の代表的な実務家や研究者（連邦憲法裁判所シュテファン・ハルバルト副長官（現長官）やゲッティンゲン大学フランク・ショーコプフ教授）との知遇も得た。また、2015年ドイツ国法学者大会（Vereinigung der deutschen Staatsrechtler）における報告「行政法総論における憲法：EU化と解放による意義の減少」（Verfassung im allgemeinen Verwaltungsrecht: Bedeutungsverlust durch Europäisierung und Emanzipation）を担当したアウクスブルク大学フェルディナント・ヴォレンシュレーガー教授にインタビューし、報告に関する質疑を行い、研究テーマに関する見解を伺うことができた。

その後、ドイツで近年出版された行政法理論に関する代表的な文献である『行政法の基礎』（Hoffmann-Riem, Schmidt-Aßmann, Andreas Voßkuhle (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts, Bd. 1, 2. Aufl., 2012）に収録の高名な法制史家H.シュトライス教授による論文「行政法学の発展段階」（Michael Stolleis, § 2 Entwicklungsstufen der Verwaltungsrechtswissenschaft）をもとに、研究テーマに関する歴史的展開の全体像を把握した。それを手掛かりとして、とくにわが国に影響の大きい19世紀における憲法と行政法理論の関係の変遷を、当時の代表的公法学者（ロベルト・フォン・モール、オットー・マイヤー、フランツ・フォン・マイヤーほか）の文献を精査することにより明らかにした。また、その準備作業として、歴史的背景となるドイツの立憲主義および憲法政治史の展開を国家組織法を中心に論文としてまとめた（その成果である「ドイツの憲法政治」が収録された講座臨床政治学第9巻『世界の憲法政治』（下條芳明編）は今年度公刊される予定である）。さらに、研究テーマの法理論的基礎として、オーストリアの法理論家ハンス・ケルゼンの古典『純粹法学（第2版）』（Hans Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl. 1960）における基礎理論、とくに法の動態（Rechtsdynamik）理論にも検討を加えた。

以上の研究計画に沿った調査研究に加えて、比較法研究におけるゲルディツ教授との共同作業の基礎のひとつとして、日本の皇位継承問題に関する論文「日本の皇位継承法——皇室典範の成立と将来」（Japanisches Thronfolgerecht——Entstehung und Zukunft des kaiserlichen Hausgesetzes）をドイツ語でまとめ、これをもとにボン大学の教職員を中心とした学術交流のための団体Universitätsclub Bonnにおいてズーム講演を行った。同論文は、ドイツのマックス・プランク外国法・国際法研究所（Max-Planck-Institut für ausländisches und Internationales Recht (MPI)）が発行する日本法研究専門誌Zeitschrift für Japanisches Rechtに掲載されることが決定している。

これに加えて、ドイツとの研究交流の一環として、ドイツの日本文化センター主催（ボン大学・ケルン大学共催、ノルトライン・ヴェストファーレン州後援）の連続講義「ライン川におけるドイツと日本の学術交流」（Deutsch-Japanische Wissenschaftskooperationen am Rhein）に参加した。マックス・プランク外国法・国際法研究所のR・エフィノヴィッチ研究員と共同で「75年間改正されていない日本国憲法——平和条項の挑戦」（75 Jahre unveränderte japanische Verfassung—Herausforderung für Friedensartikel）というタイトルでズーム講演を行い（在外研究期間中に収録）、日本国憲法9条の制定過程に関する経緯を、わが国における最新の研究をもとに明らかにした。

今後は、研究テーマと同名のモノグラフィーの執筆を進めるとともに、上記の学術交流の成果も引き続きドイツ語で発表して行きたいと考えている。